毎日の死亡羽数の記録、早期通報の徹底を！

　万一、家きんが鳥インフルエンザウイルスに感染した場合、まん延防止のため早期発見、早期通報が極めて重要です。
　①～⑥のような異常があれば、迷わず直ちに当所に通報してください！

①２倍ルール
　同一家きん舎内の１日の死亡率（または死亡羽数）が過去21日間の死亡率（または死亡羽数）の平均を上回った場合

（例）

日	死亡羽数
1	2
2	5
3	2
4	0
5	2
・ ・ ・ ・	
19	2
20	4
21	2
今日	9羽

２１日間の死亡羽数の平均＝4.２羽

4.２羽×２倍＝８.４羽

比較

9羽＞８.４羽　→直ちに通報

②５羽以上がまとまって死亡またはうずくまっている。
③元気がなく眠ったようにうずくまり、沈うつ状態になっている。
④脚部などに皮下出血がある。
⑤トサカや肉垂が暗青色化（チアノーゼ）している。
⑥急激に産卵率が低下している。

京都府山城家畜保健衛生所　TEL：0774-52-2040（夜間・休日転送）
城陽市寺田北山田31-47　FAX：0774-52-2030